

過積載防止対策要領

(平成15年6月27日建管-899)

平成15年 7月1日 (施行)

平成17年 4月1日 (改正)

平成19年 4月1日 (改正)

平成24年 5月1日 (改正)

令和 3年 5月1日 (改正)

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する公共工事の施工にあたり、土砂等を運搬する大型自動車（以下「ダンプトラック等」という。）の過積載防止のために受注者が実施しなければならない対策について定める。

(適用範囲)

第2条 この要領は、県が発注する全ての公共工事のうち、ダンプトラック等を使用して土砂等を運搬する工事に適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し運行する違法行為をいうが、ダンプトラック等にあつては、土砂等の積載量が自動車車検証（以下「車検証」という。）に記載されている最大積載量を超えている場合を過積載とする。
- (2) 土砂等とは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）第2条及び同法施行令第1条で規定されている、次に示すものをいう。
 - ア 砂利（砂及び玉石を含む）又は碎石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
 - イ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
 - ウ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これらに類する物のくず
 - エ 砂利状又は碎石状の石灰石及びけい砂

(法令の遵守)

第4条 受注者は、道路交通法等、次の法令を遵守し過積載防止につとめなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (3) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
- (4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (5) ダンプ規制法（昭和42年法律第131号）

(施工計画書)

第5条 受注者は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として次の事項を記載しなければならない。

- (1) 土砂等の運搬量、運搬先、運搬方法、運搬経路、仮置き場所、掘削運搬に係る下請負者名、組織図、その他土砂等の運搬に関する事項
- (2) 積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者職氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動、その他過積載の防止対策に関する事項

2 受注者は、施工計画書の記載事項を遵守し、過積載を防止しなければならない。

(土砂積み込み状況の管理)

第6条 受注者は、土砂等をダンプトラック等に積み込む場合には、荷台枠の高さを超えて積込んで서는ならない。ただし、コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻及びアスファルト切削殻（以下「殻等」という。）は殻の大きさ及び空隙等を考慮し、最大積載量の範囲内で荷台枠の上端から20cmまで積載できるものとする。

なお、土質条件（比重、含水比、間隙率等）により単位体積重量等に大きな変動が予想され、これによりがたい場合には、積載量の管理方法について新たに検討し、監督職員の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、土砂等が前項の規定を超えて積載されている場合には、直ちに減量しなければならない。
- 3 受注者は、土砂等の積み込み状況および積載量を常時監視する責任者を適切に配置しなければならない。

(自重計等による計測管理)

第7条 受注者は、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプトラック等（以下「大型ダンプトラック」という。）を使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、前条に定める管理に加えて、作業日ごとに1回、積載量を自重計またはトラックスケール等（以下「自重計等」という。）で計測し、過積載でないことを確認しなければならない。また、様式101により自重計等の計測値、計測日時および車両番号等を記録・整理するとともに、当該車両の土砂等の積み込み状況および積載状況等を写真撮影しなければならない。

- 2 自重型による積載量の計測は、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計等技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を用いておこなうものとし、受注者は適正に点検整備された自重計を有する車両の使用を徹底しなければならない。
- 3 受注者は、大型ダンプトラックに備え付けの車検証及び自重計技術基準適合証の有効期限等を確認し、その複写を整理保管し、監督職員からの請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。なお、車両運送法および計量法等による有効期限は次のとおりである。
 - (1) ダンプトラック等の車検証：1年間
 - (2) 自重計技術基準適合証：1年間

(仮置き場の取り扱い)

第8条 受注者は、工事現場から土砂等を受注者の管理するストックヤード等へ一時仮置きし、後日搬出する場合には、仮置き場においても、工事場所と同様に過積載防止に努めなければならない。

(工事間流用による搬入車両の取り扱い)

第9条 工事間流用による土砂等の搬入車両について、積載量が第6条第1項の規定を超えている場合は、当該車両を「過積載と疑わしい」と判断し、次の対応を行うものとする。

- (1) 受注者は、「疑わしい」状況を直ちに写真撮影し、搬入車両の出荷元、事業者、相手工事受注者、工事場所、連絡先および自重計等による積載量等の車両情報を調査した上で、様式102により監督職員に報告しなければならない。
- (2) 監督職員は、工事間流用相手工事の発注者または監督職員へ、過積載防止の徹底について様式102により通知するものとする。

(改善指示等)

第10条 監督職員は、第6条及び第7条の管理において過積載を確認した場合、積載量の徹底管理および過積載防止に向けた取り組みの強化について、受注者へ書面により改善を指示するものとする。

- 2 受注者は、前項の指示を受けた場合、様式103により改善報告書を提出しなければならない。

(工事成績評定への適切な評価)

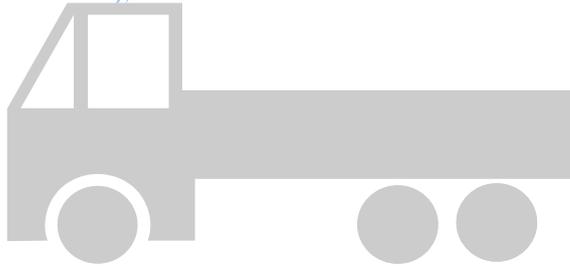
第11条 前条第1項の改善指示を行った場合、監督職員は工事成績評定において適切に評価するものとする。

(過積載防止の促進)

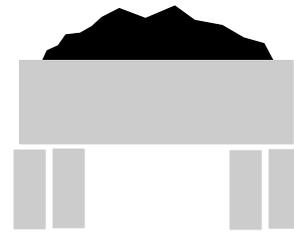
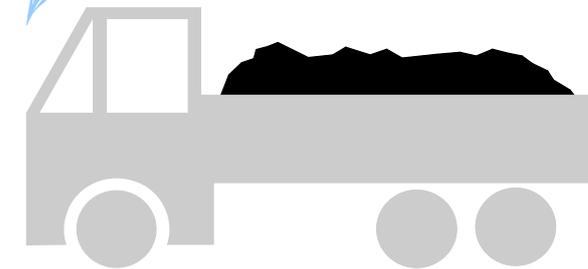
第12条 受注者は、過積載防止を一層徹底するため、簡便なトラックスケール等の設置並びに工事関係者への周知徹底及び啓発をおこなうなどして、過積載防止の促進に努めなければならない。

(土砂積み込み状況参考図)

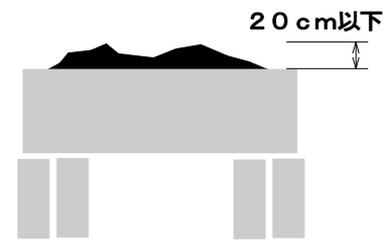
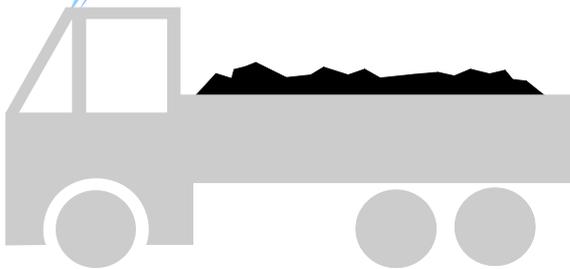
標準積み込み状態



過積載の積み込み状態



殻等の積み込み状態



過積載車両報告書

〇〇 年 月 日

様

現場代理人氏名

下記工事において、工事間利用による搬入車両の一部に過積載を確認したので報告します。

工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	

報告内容

工事間利用により下記工事から搬入した土砂等運搬車両の一部に、過積載と疑わしい車両を確認したので報告します。

(相手工事に関する情報)

1 工 事 名 :

2 工 事 場 所 :

3 工事発注者 :
(監督員等連絡先含)

4 工事請負者 :

5 車両情報等 (別添資料による説明も可)

- (1) 搬入日時
- (2) 車両番号
- (3) 運搬業者名
- (4) 運転手氏名
- (5) 自重計等による計測値
- (6) その他(積載状況写真等)

改善報告書

〇〇 年 月 日

様

現場代理人氏名

工事番号

工事名

工事場所

〇〇 年 月 日に(指示・要請)のあったことについて、下記のとおり改善したので報告します。

1 発生原因
(別添資料による説明も可)

2 改善内容
(別添資料による説明も可)

<添付資料>

- (1)搬出車両記録表
- (2)計量表
- (3)施工体制図、下請契約書等
- (4)その他(自動車検査証、土砂搬出記録写真等)